

◎新潟県告示第388号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
20 リットル	10174367 ～ 10174380	14	十日町市山本町5丁目866-6 株式会社 山田屋商店 十日町給油所